茨城県立医療大学教員の懲戒に係る審査手続きに関する規程

平成27年3月18日 医療大訓第 3 号

(趣旨)

第1条 この規定は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号。以下「法」という。)第9条 第2項で準用する同法第4条第5項の規定に基づき、茨城県立医療大学教授会(以下「教授 会」という。)が行う大学教員の懲戒処分の審査の実施について、必要な事項を定めるもの とする。

(審査説明書の記載事項)

- 第2条 法第9条第2項で準用する同法第4条第2項の規定に基づき、大学教員に交付する 審査の事由を記載した説明書(以下、「審査説明書」という。)には、次の各号に掲げる 事項を記載しなければならない。
 - (1)審査を受ける者の氏名,職名及び所属学科
 - (2) 審査の理由
 - (3) 審査をすることを決定した年月日及び審査説明書の交付年月日
 - (4) 法第9条第2項で準用する同法第4条第3項の規定に基づき、教授会に対し口頭又は 書面で陳述することを請求できる旨の教示

(陳述の請求手続)

- 第3条 陳述を請求しようとする者(以下「請求者」という。)は、審査説明書を受領した 日の翌日から起算して14日以内に教授会に対し、その旨を記載した請求書(以下「陳述 請求書」という。)を提出しなければならない。
- 2 陳述請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 請求者の氏名,職名,所属学科及び住所
- (2) 陳述請求の理由
- (3) 陳述の方法
- 3 陳述請求書には、請求者が必要と認める資料を添付することができる。

(陳述)

- 第4条 教授会は、陳述請求書を受理したときは、口頭陳述については、陳述の日時及び場所等を、書面陳述については提出期日等を、当該陳述の日時又は提出期日の6日前までに、書面により請求者に通知するものとする。
- 2 請求者が、正当な理由なく、指定された日時に出頭せず、又は指定された期日までに陳述書を提出しなかったときは、陳述の機会を放棄したものとみなす。

(参考人の陳述等)

第5条 教授会は、審査に関し必要があるときは、請求者又は参考人その他必要と認める者 に対し、陳述、説明又は資料の提出を求めることができる。

(口頭陳述の手順及び実施方法)

- 第6条 口頭陳述は、一つの事案につき、おおむね30分以内とする。
- 2 教授会の構成員は、請求者による陳述が終了したのち、当該陳述の内容に関して、請求者に対して質問することができる。
- 3 口頭陳述は、非公開とする。

(教授会の構成員による陳述の聴取)

- 第7条 教授会は、必要と認めるときは、あらかじめ選任した教授会の構成員に口頭陳述を 聴取させることができる。この場合において、教授会は、当該構成員のうちから当該口頭 陳述を主宰する者(以下「主宰者」という。)を指名するものとする。
- 2 主宰者は、前項の規定による口頭陳述を実施するときは、その内容を録取し、口頭陳述 終了後、録取した内容その他必要な事項を記載した口頭陳述調書を作成し、教授会に提出 するものとする。
- 3 前条の規定は、第1項の場合に準用する。

(事務の委任)

第8条 教授会は,第3条に定める陳述請求書の受理及び第4条に定める請求者への通知等 については,医療大学長に委任するものとする。

(規定に定めのない事項等)

第9条 法及びこの規程に定めるもののほか,大学教員の懲戒処分の審査の実施について必要な事項は、教授会が別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。